

横浜市資産指令第5050号  
平成28年12月20日

許可番号 第05620010208号

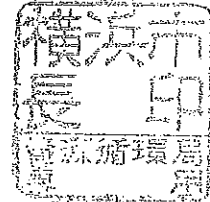
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市西区平沼一丁目31番11号

氏名 株式会社 丸喜商会  
代表取締役 高野 龍也 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 市長 林 文子



許可の年月日

平成26年4月1日

許可の有効年月日

平成31年3月31日

### 1. 事業の範囲

#### 中間処理

- (1) 破碎：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類
- (2) 熔融：廃プラスチック類 以上1種類
- (3) 圧縮：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、金属くず 以上2種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目14番4

#### 処理施設の概要

- (1) 破碎1施設 1基 (14.66 t/日)  
設置年月日：平成16年3月29日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類
- (2) 熔融施設 1基 (0.32 t/日)  
設置年月日：平成16年3月29日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- (3) 圧縮施設 1基 (29.65 t/日)  
設置年月日：平成16年3月29日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、金属くず 以上2種類
- (4) 破碎2施設 1基 (1.54 t/日)  
設置年月日：平成16年3月29日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- (5) 破碎3施設 1基 (16 t/日)  
設置年月日：平成16年3月29日  
産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、161.07m<sup>3</sup>以下とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 4月 1日 新規許可

平成26年 4月 1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無